慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	築山宏樹君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.10 (2015. 10) ,p.105- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20151028-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

築山宏樹君学位請求論文審査報告

築山宏樹君が提出した博士号学位請求論文「日本の地方政府の立法過程」の構成、ならびに概要は、次の通りである。

本論文の構成

序章
第1節　本論文の目的と意義
第2節　本論文の構成
第1部　理論
第1章　日本の地方政治研究の現在：既存研究と問題設定
第1節　戦前戦後連続論と戦前戦後断絶論
第2節　地方議会機能論
第3節　比較政治制度論
第4節　残された課題と問題設定
第2章　日本の地方政府の制度類型：比較大統領制研究の視座から
第1節　比較大統領制研究の理論的枠組み
第2節　日本の地方政府の長の憲法的権力
第3節　日本の地方政府の長の党派的権力
第4節　比較大統領制研究への定位
第3章　連立大統領制の権力融合作用：その理論的帰結
第1節　日本の地方政府の理論的枠組み
第2節　連立大統領制の権力融合作用
第3節　理論的帰結：立法・議事運営・選挙
第4節　本論文の分析枠組み
第2部　実証
第4章　地方政府の立法的生産性：知事提出議案の実証分析
第1節　問題設定
第2節　仮説
第3節　データと方法
第4節　実証分析
第5節　結論
第5章　地方議員の立法活動：議員提出議案の実証分析
第1節　問題設定
第2節　仮説
第3節　データと方法
第4節　実証分析
第5節　結論

第6章　地方議会の役職配分：委員会構成の規定要因
第1節　問題設定
第2節　仮説
第3節　データと方法
第4節　実証分析
第5節　結論
第7章　地方議会の審議時間：会期日数・委員会開催日数の規定要因
第1節　問題設定
第2節　仮説
第3節　データと方法
第4節　実証分析
第5節　結論
第8章　地方議会選挙の得票分析：議員行動と選挙とのつながり
第1節　問題設定
第2節　仮説
第3節　データと方法
第4節　実証分析
第5節　結論
終章
第1節　本論文の結論と含意
第2節　本論文の課題と展望

本論文の概要

本論文は、比較政治学の枠組みから日本の地方政府の立法過程のメカニズムを理論的・実証的に明らかにすることを試みたものである。近年の地方政治研究では、地方政府の自律性を過小評価してきた旧来の地方自治研究に対して、その動態を強調する実証的知見が蓄積されはじめている。しかし、既存研究の多くが地方政府の政策的帰結を主要な説明の対象とする中で、そうした政策的帰結を生み出す立法過程に関する考察については十分に研究されてきたとは言い難い。こうした政治学の現状に対して、本論文は立法動態・議事運営・選挙結果などの包括的な研究対象を扱うことで、首長と議会からなる日本の二元代表制がどのような立法過程を生み出してきたのかを明らかにしている。

本論文の特徴は、比較政治学の理論的枠組みに依拠して、日本の地方政府の立法過程をモデル化し、そこから導かれた理論仮説を一九六七年から二〇〇六年までの四七都道府県議会に関する大規模なデータを用いて統計的に検証している点にある。比較大統領制研究の成果に基づけば、諸外国の大統領制に比べて、日本の地方政府の長は「強い憲法的権力」と「弱い党派的権力」によって首長権力を行使していることがわかる（第2章）。本論文は、日本の地方政

府の立法過程が、「強い憲法的権力」を有する首長主導を基本性質としながらも、「弱い党派的権力」を補完するために議会との協調関係の上に作動していることを示すものである。特に、「弱い党派的権力」の形態である相乗り枠組みが、立法過程における首長と議会の協調関係を生み出すことを強調している。本論文では、このような作用を「連立大統領制の権力融合作用」として定式化し、その立法過程における理論的帰結を検証している。

本論文の実証分析からは、日本の地方政府の長の支持政党が増加した場合に首長連立が党派的拒否権プレイヤーとして機能する結果として首長提案が減少すること、そのような首長提案に対する与党の事前関与を前提として議員提案が減少して議会の審議時間が短縮することが明らかにされている。また、首長連立の維持可能性を高めるために議会内の正副委員長ポストが戦略的に配分されており、現に首長与党の地位を得ることは、その政党の得票率を押し上げるという意味で政党の再選戦略として合理的であることを実証的に示している。

本論文の全編を通して、首長と議会の支持関係が、首長提案を議会が速やかに可決するという地方政府の立法過程の機能を促進することが確認されてきた。これらの知見は、相乗り枠組みが立法過程を静態化させるとする通説的見解に、理論的・実証的基礎を与えるものである。そうした基礎に基づき、結論部では、首長と議会の過度な政党連合を抑制する方策として、議会の立法権力の拡充、政策立案のための補佐組織の整備、加えて、政党間競争を促すような選挙制度改革の必要性を指摘している。

本論文は、以上のような骨子を二部一〇章の構成で議論している。第1部では、本論文の理論的枠組みが示され、第2部では、その理論的予期が実証される。具体的な各章の概要は、次に示す通りである。

まず、第1章では、既存の地方政治研究の経緯が整理され、そこに残された課題が明らかにされる。本論文の整理では、日本の地方政治研究は三つの段階を辿っている。第一に、戦前と戦後の地方自治を取り巻く官僚制的拘束の持ち越しを強調する戦前戦後連続論に対して、戦後の地方自治の基本枠組みとして民主主義が採用されたことを強調する戦前戦後断絶論が提起された。そこでは、中央政府に対する地方政府の自律性が確認されてきたといえる。第二に、地方政府の自律的な意思決定において、首長に対する地方議会の影響力を強調する地方議会機能論の潮流が生じている。そして、第三に、地方政府の一定の自律性や地方議会

の一定の影響力を前提とした上で、首長と議会からなる二元代表制の政策選択のメカニズムを比較政治学の枠組みから議論する比較政治制度論へと研究が進展している。

本論文は、以上のように既存研究の理論整理を行いながら、近年の地方政治研究の成果に対して、なお残された二つの課題を指摘する。一つは、地方政府における立法過程論の欠落である。従来の研究の多くは、予算編成、政策条例、政策転換、否決・修正議決といった目に見えて重要な事象から地方政府の政策選択を分析しており、そうした政策選択へと至る立法過程に対する研究関心は相対的に乏しかった。一方の課題として、そのような分析対象のバイアスは、首長と議会の権力分立を重視する分析枠組みへと帰着しやすい問題もある。本論文は、首長と議会が協調的に行動する日本の地方政府の実態を理解するためには、包括的な立法過程論の構築が不可欠であると主張する。

第2章では、日本の地方政府の立法過程の作用を議論する基礎として、その制度的特徴を国際比較の視座に位置づけることが試みられている。具体的には、Mainwaring and Shugart（1997）が提示する憲法的権力と党派的権力の理論的枠組みから、日本の地方政府の長の権力が評価される。まず、従来から指摘される通り、地方自治法上、首長に認められた立法権力は大きい。Shugart and Carey（1992）の指標化によれば、包括的拒否権である再議権、行政命令権に類される専決処分権、排他的な予算提案権と議会による予算の増額修正の制限は、諸外国の大統領制の中でも強い立法権力の組み合わせになっている。特に、歴史的経緯から比較対象とされることが多かったアメリカの大統領制ではなく、ラテンアメリカやアジアの新興民主主義国の大統領制との類似性が指摘されている。本論文では、そのような地域の大統領制研究の分析視角が、日本の地方政府の体系的な把握に役立つことを示唆している。

次に、政党システムを通じた首長権力を、地方政府の政権形態や地方議会の選挙制度の枠組みから評価している。Cheibub（2007）が提供する民主主義国の包括的な政権形態データとの比較では、（指標化の方法に相違があるため単純比較はできないものの）首長の選挙連合は、議会の過半数を統制する多数政権が少なく、複数政党の支持による連立政権の形態が多いことが明らかにされる。すなわち、日本の地方政府の長は、議会内の支持政党の同意のみを調達して、自己の政策課題を強力に推進することが難しい環境にある。また、ここでは、Mainwaring and Shugart（1997）の指標化に基づき、日本の地方議会の選挙制度が

評価される。選挙順位の統制ができず、同一政党の候補者間での票集計が行われない単記非移譲式選挙制度（ＳＮＴＶ）は政党規律を弱め、これも首長の党派的権力を複雑化する効果を持つことが確認される。

以上の考察から、第２章は、日本の地方政府が首長の「強い憲法的権力」と「弱い党派的権力」によって特徴づけられることを結論づけ、そうした制度的前提に依拠して日本の地方政府の立法過程のメカニズムが理論的に検討される重要性を指摘する。

第３章では、第２章の制度に関する考察を踏まえて、日本の地方政府の立法過程のメカニズムが理論的に検討される。特に、日本の地方政府における連立政権――相乗り枠組みの形成頻度に着目し、比較大統領制研究の分析視角である連立大統領制の観点から、首長と議会の相互関係を定式化している。

まず、第２章で確認したように、日本の地方政府の長は、「強い憲法的権力」と「弱い党派的権力」によって政策課題を実現している。こうした制度的特徴の下で、首長は「強い憲法的権力」に基づき地方政府のイニシアティブを寡占しつつ、議決権を独占する議会を党派的に統制することが難しいために、議会内勢力と協調的に政策課題を実現する必要に迫られる。第３章では、首長提案の議案比率やその成立率を、日本の国会の内閣提出法案のそれと比較しながら、日本の地方政府の立法過程が首長優位の性質を持つことを再確認する。

その上で、本論文では、首長の「弱い党派的権力」の形態である相乗り枠組みが、地方政府の立法過程に及ぼす作用を検討している。二元代表制がラテンアメリカなどの大統領制に類似した制度デザインを採用していることは前述の通りであるが、ラテンアメリカ――特にブラジルの大統領制では、大統領権力が連立政権の上に行使される「連立大統領制」の政権運営に注目が集まっている。近年の比較大統領制研究の成果によって、連立大統領制では、連立政権の運営を通じて、大統領の提案を議会が安定的に可決するという、議院内閣制に類似した立法過程が生み出されることが明らかにされている。

本論文は、このような作用を立法過程全体へ展開し、「連立大統領制の権力融合作用」として定式化することを試みている。具体的には、連立政権の維持を通じて、首長と議会との協調関係が立法過程全体を統制すると主張し、立法・議事運営・選挙の三つの段階において、その理論的帰結を検討する。本論文の検討によれば、首長の支持政党

の増加は、首長提案や議員提案を抑制し、議会の審議時間を短縮することが予期される。また、そうした協調関係を維持するために、連立与党内で議会内組織の役職が戦略的に配分され、首長の支持政党に加わることで政党の得票が増加すると考えられる。これらの第3章における理論仮説が、本論文の検証課題となる。

第4章では、連立大統領制の理論的予期として、首長の支持政党の増加が、首長提案を抑制する一方で、首長提案の効率的な成立を促すという理論仮説が検証される。政府の立法的生産性の規定要因については欧米の議会研究を中心に理論的・実証的知見の蓄積が進んでいる。第4章では、モノポリーモデルという既存の統合的モデルから、執政府・議会関係が政府の立法的生産性に与える影響を包括的に検討している。特に重要なのは、Tsebelis（2002）の拒否権プレイヤー論による理論的検討である。拒否権プレイヤーは、現状の変更に同意を必要とする主体のことを指し、彼らの同意の範囲内でのみ現状の変更が可能となるという含意を導く。Tsebelis（2002）は、ヨーロッパの議院内閣制の政権形成を主な事例として、連立与党のイデオロギー距離が拡大するほど、重要立法が減少することを実証している。

第4章は、そうした理論的予期が、連立政権を媒介として、大統領制にも一定程度妥当することを明らかにする。具体的には、一九六七‐二〇〇六年の都道府県議会のパネルデータを用いて、知事選挙において知事に推薦・支持を与えた政党の有効会派数が増加するほど新規制定条例数が減少することを、乗法的分散不均一回帰モデルや非条件付き固定効果ポアソン・負の二項回帰モデルなどの複数の推定方法によって確認する。他方で、そうした知事の政党基盤が議会内で多数勢力になるほど、知事提案は否決や修正議決に直面しにくく原案可決されやすいという。すなわち、相乗り枠組みは、首長提案を抑制化しつつその速やかな成立を期するという意味で、日本の地方政府の立法過程を静態化してきたことが結論づけられている。

さらに、第5章では、連立大統領制の理論的予期として、首長の支持政党の増加が、議員提案を抑制するという理論仮説が検証される。第4章の議論とも関連するように、本論文が提起する連立大統領制は、首長権限によって、議会内の首長与党の政策選好が一定程度に実現されることを含意する。首長提案を通じて自己の政策選好を実現できるのであれば、議会内でのフォーマルな立法活動の必要性は一層乏しくなる。特に、立法権力に係る制度的・技術的制約

が大きい日本の地方議会においては、ことさら首長提案への従属が強まるものと思われる。

第5章では、第4章と同種のパネルデータと推定方法を用いて、一部の政党については、知事と支持関係を形成している場合に、政策条例案を提案しにくいことを実証している。加えて、地方議会の制度的制約を包括的に捉え、議会内や中央レベルにおける一党優位体制の政党システムが、地方議会の立法活動を制約づけていることなどの有益な実証的知見も提供されている。第5章の結論によれば、地方議会の制度帰結である総与党体制や一党優位体制が、地方議会の立法過程を静態化させてきたことが示される。

また、第6章では、連立大統領制の理論的予期として、首長の支持政党の増加が、議会内組織の役職配分の比例性を高めるという理論仮説が検証される。法制度を重視してきた旧来の地方自治研究では、日本の地方議会の議会運営は全国一律の地方自治法と会議規則によって、画一化されてきたと理解される。もちろんこのような認識に大きな誤りはないが、現実には、議会内組織の役職配分、会議規則、議事手続きの運用実態は、地方議会ごとに特色がある。第6章は、特に、地方議会の委員会の役職配分に着目して、正副委員長ポストが首長連立の存立維持のために戦略的に運用されてきた側面を示している。

第6章では、まず、日本の地方議会の役職配分が、一党優位制の政党システムにおいて自民党による役職の寡占状況を生み出してきたことを一九七二‐二〇〇三年の都道府県議会のパネルデータから確認している。その上で、そのような多数主義的な役職配分がいかなる場合に阻害されるのかという問いを立て、多数党である自民党の会派分裂、自民党以外の与党連合の拡大、小会派に議事運営への関与を認める議会運営ルールの存在という三つの仮説を検証している。固定効果モデルや変量効果モデルによるパネルデータ分析の推定結果からは、自民党以外の与党議席率の増加と交渉団体と認める最低所属議員数の減少に伴って、正副委員長ポストに占める有効会派数や小会派議席率が増加することが明らかになっている。

さらに、第7章では、連立大統領制の理論的予期として、首長の支持政党の増加が、議会の審議時間を短縮するという理論仮説が検証される。第4章と第5章との関連では、連立大統領制の拡大は、首長提案や議員提案を抑制し、また、首長提案と議会の政策選好の乖離を減少させることが予期される。議会の支持勢力の政策選好が首長提案に反映されるのであれば、首長提案の審議を遅延し、その問題点

に関して徹底的な討議を重ねる理由は乏しい。加えて、第7章では政党システムの分極化の要因や、そうした与党化や多党化の影響が、議会運営委員会の委員職や各委員会の委員長職といった議事運営権の掌握の程度に依存するのかといった点も議論されている。

その上で、第7章では、一九六七－二〇〇六年の都道府県議会のパネルデータに基づき、与党議席率が低く、有効会派数が大きい議会で、会期日数や委員会開催日数が長期化することが明らかにされる。また、多重共線性の懸念に注意が必要だが、政党システムの分極化については、議会運営委員会の委員職や各委員会の委員長職の掌握の程度によって審議時間の変動がよりよく説明されている。第7章の結論も、第5章と同じく、地方議会の総与党体制や一党優位体制が、地方議会の立法過程を静態化させるとする通説的見解に、理論的・実証的基礎を与えるものとなっていよう。

そして、第8章では、連立大統領制の理論的予期として、首長の支持政党が、得票を増加させるという理論仮説が検証される。第4章から第8章では、首長連立の拡大が、首長と議会の協調関係を促進することが明らかにされた。このような協調関係は、議会の再選誘因を満たすものなのか、さらに第5章との関連では、地方議員の立法活動と選挙とのつながりはいかなるものなのかを明らかにすることが重要である。第8章では、首長に対する支持関係の形成が、首長提案への事前関与や行政部局への日常的な介入を可能とすることで、首長与党の得票を増加させること、また、議会内での議案提出行動が有権者に対する功績の誇示や立場表明と結びつくことで、政党の得票を増加させるなどの仮説が検証されている。その推定方法では、議員の選挙戦略と選挙結果の間の内生性に配慮した動学パネルデータ分析の手法が用いられている。

一九七五－二〇〇七年までの都道府県議会議員選挙に関するパネルデータを用いたArellano-Bond GMM推定量による実証分析の結果からは、知事との支持関係の形成が一定の国政政党の次回選挙での得票を増加させる一方、議会内での政策条例の提案や成立は選挙結果と統計的に有意な関連を持っていないことが明らかにされている。第8章では、こうした議員の再選戦略の有効性の相違を、二元代表制の権限配分の非対称性の観点から議論している。すなわち、地方議会の立法権力に制度的・技術的制約が存在することが、得票に結びつくような実効性のある立法活動を難しくし、行政部局への従属を選択させているのではないか

と問題提起する。

最後に、終章ではこうした理論的・実証的検討を概括した後、その日本政治や比較政治に対する含意が示される。また、本論文に残された課題と展望についても言及している。本論文は、連立大統領制の権力融合作用によって、日本の相乗り枠組みが、首長と議会の協調関係を促進してきたことを確認するものであるといえる。そのような実証的知見に依拠しつつ、まず、日本政治に対しては、立法過程の抑制的な性質を緩和するための制度提言が行われている。具体的には、首長に対する議会の従属誘因を弱めるために、議会の立法権力を拡充すること——たとえば、議会の予算の増額修正の制限の廃止や予算の議決項目の拡大など——や、議会独自の政策立案を補佐するための議会事務局の機能強化の必要性が示唆されている。加えて、議員集団の政策立案や政策競争を促すために、政党政治を促進するような政党中心の選挙制度——たとえば、穏当な選挙区定数下での拘束名簿式比例代表制——の導入も提案される。

他方で、比較政治に対しては、連立大統領制という研究課題を大統領の提案に対する議員の支持だけでなく、大統領の提案の内容やその議事運営、選挙的帰結といった立法過程全体へと展開することを示している。そうした試みを通じて、連立大統領制という事象が、説明責任などの民主主義の規範的価値に対していかなる貢献を果たすのかを議論することが可能になるとしている。

本論文の評価

これまで述べてきたように、本論文は、戦後日本の都道府県における立法過程について比較大統領制という理論枠組みから初めて体系的に分析したものであり、連立大統領制における権力融合作用という概念から相乗り現象の合理性を説明した力作である。本論文は、比較政治学の枠組みに依拠しながら、日本の地方政府の立法過程について、新たな理論的・実証的知見を提供するものである。本論文のうち、先行研究を紹介した箇所を除く六つの章が全て、日本政治学会年報や公共選択学会年報などの学術誌に掲載されていることからもわかる通り、すでに関連学会でも高い評価を得ており、本論文の政治学上の意義は、次の点にあると考える。第一に、本論文は、日本の地方政府の立法過程の作用を検証するために、一九六七年から二〇〇六年までの四七都道府県議会に関するパネルデータを構築しており、その質は大規模データに基づく近年の地方政治研究の成果と比較しても遜色のないものである。論文中に記述さ

れる通り、既存研究の公開データに依存している部分もあるが、立法動態や議事運営に関する立法データの一部は、これまで長期間に渡り包括的に分析されることがなかったもので、地方政府の立法過程の記述的な特性を把握する上できわめて貴重なデータを構成している。従来、地方議会の低調な仕事ぶりに対しては批判が大きかったように思われる一方、地方議会の実際の活動状況やその通時的・共時的な変動は十分に確認されてこなかった。本論文が依拠するデータは、地方政府の立法過程の実態に光をあてており、そのような資料的価値を評価することができる。

また、第二に、本論文は、日本の地方政府の立法過程の作用について、比較政治学の成果に依拠しながら、地方政治研究の分野において新規性のある理論的検討を行っている。つまり、単に貴重なデータがあるから分析をするのではなく、理論的枠組みから導出された理論仮説を検証するというスタイルがとられており、日本の地方政府の立法過程のメカニズムに対する体系的理解を促進するものとなっている。また、理論的検討の内容も、地方政治研究の分野では新規性があり、特に、連立大統領制という分析視角は、日本ではほとんど検討されてこなかった議論である。日本の相乗り枠組みは、大統領制下における連立政権の形態にほかならず、比較大統領制研究の具体的な成果に言及しながら、そうした理論モデル化を図った新規性は評価されるべきである。連立大統領制の権力融合作用そのものは、相乗り枠組みが地方政府の立法過程を静態化させるとする通説的見解の範疇に入るものであるが、そのような通説的見解を統合的な形で理論的に解釈することを可能とした点で、本論文全体の主張に独創性を認めることができる。

さらに、第三に、本論文はこうした独創的なデータや理論仮説を用いて、適切な実証分析の方法によって妥当な実証的知見を引き出しているといえる。具体的には、本論文では、都道府県のパネルデータが用いられており、各種の処置によって都道府県ごとや時代ごとの観測できない異質性を統制するよう配慮されている。また、個体内の標準誤差の級内相関も考慮している。こうしたモデルの特定化は、近年の地方政治研究の標準的な要求水準を満たすものと考えられる。加えて、第4章・第5章では、非負整数の計数データの分析に対してポアソン回帰モデルや負の二項回帰モデルなどを利用しており、制限付きの従属変数に対して適切な処理が行われている。そして、第8章では、議員行動と選挙結果という内生変数の関係を推定するために、Arellano-Bond GMM 推定量を用いるなどの既存の地方政

治研究にはない工夫がみられる。

このような試みを通じて、第四に、本論文が提出する実証的知見は、日本の地方政府の立法過程に関して重要な発見をなすものとなっている。第4章では、知事の与党会派数の増加に伴って都道府県の新規制定条例数が減少することを明らかにしており、相乗り枠組みが大きな現状変更を困難にするという重要な含意を導いている。第5章や第7章では、都道府県議会の構成や各会派の支持関係が議会の活動状況を変動させることを示して、総与党体制や一党優位体制といった特徴が日本の地方政府の立法過程を静態化させることを大規模データに基づいて確認している。また、第6章では、議会内の正副委員長ポストが政党連立の存立維持のために用いられているとする含意を導いており、比較大統領制研究の実証的知見としても意義がある。さらに、第8章では知事との支持関係の形成が政党得票に正の影響を持つ一方、議会内の立法活動は政党得票と何ら関連も持たないことを明らかにしている。これは、首長と支持関係を結ぶことに熱心でありながら、議員立法には消極的であるという地方議員の観察事実を選挙誘因の観点から説明づけるものである。こういった実証的知見は、日本の地方政府の立法過程に関する体系的理解に貢献しつつ、その上で、終章で示すような地方制度改革にも示唆を与えるものであると評価できる。

しかしながら、このように優れた本論文にも残された課題が全くないわけではない。終章で言及するように、日本の地方政府の立法過程という研究課題に対して、本論文では扱われていない研究対象が存在する。まず従属変数についてみると、第8章では、首長との支持関係の形成が政党の集票戦略として効果的であることが示唆されているが、首長にとって相乗り枠組みがどのような選挙上の意味を持つのかは今後の課題といえよう。また、首長の再議制度や専決処分制度の運用、議員の請願・陳情の処理、住民の直接請求など、本論文では研究対象とされていない重要な立法活動もある。加えて、地方政府の立法過程が、地域のガバナンスにいかなる影響をもたらすのかを検討することが望ましい。

次に独立変数についてみると、中央地方関係をより重視する必要がある。比較大統領制研究は、通常、国家を説明の対象とするため、政府や議会の自律性は自明となる。他方、日本のような単一制の中央地方関係の下では、地方政府の政策選択は中央政府の意向に大きく制約づけられるため、そうした制度的制約は考慮されて然るべきであろう。

また、本論文では理論的検討は行っているが、選挙区構成の相違が地方議員の立法活動を特色づける点については、今後の課題としている。そして、本論文は、首長と議会の二元代表制を重視する一方、住民自治の観点から住民が地方政府の立法過程にどのように包含されているのかを検討すべきと考える。

そして、分析方法についてみると、終章でも言及されている通り、本論文では、地方政府の時代的な文脈依存性がモデルから切り落とされている。既存の地方政治研究が、日本の地方政府の時代的な変容を強調するのとは対照的である。たとえば、革新自治体の隆盛、相乗り枠組みの定着、無党派首長の増加といった現象を一把一絡げにしてしまうことには限界があり、時代によるメカニズムの変化も考慮されて然るべきと思われる。また、本論文では、統計解析による仮説検証が行われており、今後、事例研究などの定性的方法を用いることで、本論文の理論的主張の妥当性をより具体的かつ説得的に示すことが求められる。具体的には、地方政府の立法過程において、観察した四〇年間の政策内容の変化とその要因などについても言及することで、定量的な分析結果を補足することができると考える。

結　論

しかし、これらの点は、いずれも本学位請求論文における問題点というよりは、築山君が今後、生涯をかけて行う研究における課題ともいうべきものであり、本論文の価値をいささかも損なうものではない。本論文の審査にあたった主査、副査は一致して、本論文が博士（法学）（慶應義塾大学）に相当するものと考えるものである。

平成二七年七月一七日

主査　慶應義塾大学法学部教授　小林　良彰
副査　慶應義塾大学法学部教授　大山　耕輔
副査　慶應義塾大学法学部教授　片山　善博
法学研究科委員・法学博士
法学研究科委員・博士（法学）
法学研究科委員